

ショートステイ グリーンピア瀬戸内 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会が開設するショートステイ グリーンピア瀬戸内（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は介護職員・看護職員・その他の従事者（以下「短期入所生活介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。なお、指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護の併設により、人員の兼務・設備の共用を認めるものとする。

(指定短期入所生活介護運営の方針)

第2条 事業所が実施する指定短期入所生活介護は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練・健康管理等その他の生活全般にわたる支援を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づいて、サービスの提供に努める。

(指定介護予防短期入所生活介護運営の方針)

第3条 事業所が実施する指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するよう入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練・健康管理等その他の日常生活上の支援を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う。
- 3 サービスの提供の開始にあたり、利用者の心身の状況等を把握し、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、実施状況の把握、指定介護予防支援事業所への報告等を行うものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ショートステイ グリーンピア瀬戸内
- 二 所在地 岡山県倉敷市玉島陶856-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 施設長 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名（非常勤）
- 三 生活相談員 2名以上（常勤職員 2名以上）
生活相談員は、施設利用の申込みの調整・生活相談を行う。

- 四 介護職員 40名以上（看護職員を合わせて、常勤換算方法で 40名以上）
介護職員は、事業の提供にあたり利用者の心身の状況を把握し、適切な介護を行う。
- 五 看護職員 3名以上（常勤職員 1名以上、常勤換算方法で 3名以上）
看護職員は、利用者の健康状態を把握し必要な処置を行う。
- 六 機能訓練指導員 1名（常勤看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又その減退を防止するための訓練を行う。
- 七 管理栄養士 1名以上（常勤職員 1名以上）
管理栄養士は、利用者の栄養管理をし、健康の維持増進を行う。

（利用定員及び居室数）

第6条 事業所の利用定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一 利用定員 専用 20人
二 居室数 専用床 20床

（短期入所生活の内容）

第7条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

- 一 入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話〔支援〕。
二 機能訓練により、心身の機能の維持〔維持又は向上〕に努める。

（利用料、その他の費用の額）

第8条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した費用は、その実費を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から

片道おおむね 10キロメートル未満 1,000円

片道おおむね 10キロメートル以上 2,000円

二 滞在費（料金表は、別紙のとおり）

三 食費（料金表は、別紙のとおり）

四 理美容代 2,000円

五 日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担させることが適当と認められる額。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者が留意すべき事項は、次のとおりとする。

一（外出及び外泊）

利用者が外出又は外泊しようとするときは、その都度外出、外泊先、用件、施設への帰着予定などを施設長へ届け出なければならない。

二（面 会）

利用者が外来者と面会しようとするときは、その旨を施設長に届けて予め指定された場所で面会するものとする。

三（健康保持）

利用者は努めて健康に留意し、施設で行う健康診断は特別の理由がないかぎり否定してはならない。

四（衛生保持）

利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければならない。

五（身上変更の届出）

利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

六（施設内禁止事項）

1. 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
2. 指定された場所以外で、喫煙等を行うこと。
3. 施設の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。
4. その他この規程で定められていること。

七（損害の弁償）

利用者が故意又は重大な過失により施設に損害を与えたときは、その能力に応じて弁償させることができる。

（通常の送迎実施地域）

第10条 通常の送迎実施地域は、倉敷市、岡山市、浅口市、総社市、井原市、笠岡市、矢掛町、早島町、里庄町とする。

（身体拘束等）

第11条 施設は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合にはご家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。

（緊急時等における対応方法）

第12条 事業所職員等は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を実施中に利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者又は居宅介護支援事業所等に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第13条 施設は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、防火管理者を置き、非常災害その他緊急の事態に備え、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、予めとるべき対策（消防計画等）をたて、年2回以上避難訓練を実施し利用者又は従業者に対して防災教育を行うものとする。

（苦情・ハラスメント）

第14条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）（以下「事業」という。）等に関する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、事業に対する国民健康保険団体連合会への苦情の申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業者は、事業等に対する利用者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した事業に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための指針を整備するとともに、委員会（3か月に一回）を実施し、その結果について従業者に周知徹底を図る

二 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回以上）

三 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討

四 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画）

第16条 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が介護福祉サービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第17条 感染症の予防及びまん延に努め、感染予防に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針を作成し掲示を行う。また、研修や訓練を実施し感染対策の資質向上に努める。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 事業所は、短期入所生活介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備するものとする。

一 採用時研修 採用後3ヵ月以内

二 継続研修 年1回

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため

従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約にて行うものとする。

- 4 この規程に定める事項の外、運用に関する重要事項は、社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成15年	4月	1日	一部改正
平成15年	7月	1日	一部改正
平成16年	4月	1日	一部改正
平成17年	8月	1日	一部改正
平成17年	10月	1日	一部改正
平成18年	4月	1日	一部改正
平成20年	6月	30日	一部改正
平成21年	8月	10日	一部改正
平成22年	10月	1日	一部改正
平成30年	11月	1日	一部改正
令和 2年	7月	1日	一部改正
令和 6年	4月	1日	一部改正
令和 7年	3月	12日	一部改正